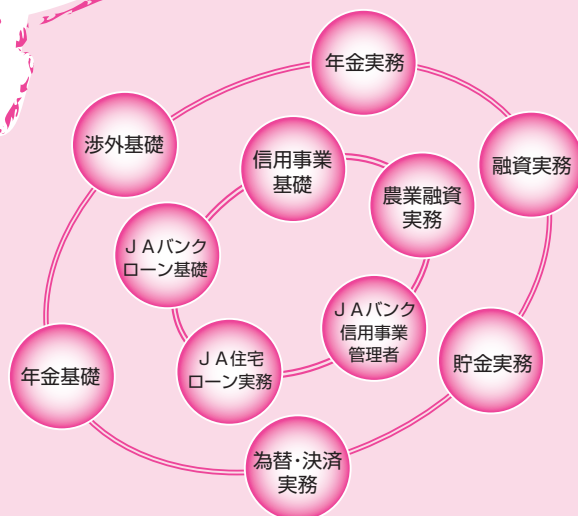


信用事業業務検定試験

試験問題と解説

年金基礎



系統信用事業の人材育成機関



農林中金アカデミー
NORINCHUKIN ACADEMY

信用事業業務検定試験
試験問題と解説

年金基礎



本書の利用にあたって

1. 本書には、平成28年2月6日実施の第38回信用事業業務検
定試験「年金基礎」に出題した試験問題がすべて収録され
ています。
2. 解説は、原則として、選択肢の順序にあわせて記述してあ
りますが、説明の都合上必ずしもこの順序になっていない
ものもあります。
3. なお、この試験問題と解説は、試験実施日を基準にしてお
りますので、勉強にあたっては、その後の「法令・規則・
制度等」の改正、変更にご注意ください。

本書の内容についての照会先

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-12-1
新有楽町ビル6F
農林中金アカデミー通信検定部
TEL 03-3217-3071
(ダイヤルイン)

「試験問題編」



平成28年2月6日実施

《第38回》

年金基礎

各問の(1)～(3)の中から1つ選んでください。

[問1] 厚生年金の歴史について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 労働者年金保険(厚生年金の前身)は昭和17年6月から施行された。適用になった人は、民間会社の工場(現場)で働く男子や坑内員である。適用除外になっていた女子や事務職の男子は2年後の昭和19年10月に加入することになった。
- (2) 「JR, JT, NTT」の各共済年金は平成9年4月に厚生年金に統合された。
- (3) 農協や漁協の人が加入していた「農林漁業団体職員共済年金(農林年金)」は平成15年4月に厚生年金に統合された。

[問2] 国民年金の歴史について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 公的年金から除外されていた専業農家・自営業者などを対象とした国民年金は、昭和36年4月にスタートした。
- (2) 昭和61年4月の改正で共済年金や厚生年金に加入している人は、国民年金にも加入することになった。同時にサラリーマンの妻(専業主婦)は任意適用者から国民年金の強制加入者(第3号被保険者)となった。
- (3) 昭和61年4月から20歳以上の学生も国民年金の任意適用者から強制加入者(第1号被保険者)になった。

[問3] 昭和61年4月1日に年金のしくみが大改正された。この日以後に年金の受給権が発生する人には改正された年金法(新年金)を適用し、昭和61年4月1日前に年金の受給権がある人は従来どおりの年金法(旧年金)に基づいて年金給付を行っている。この新・旧年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 国民年金(老齢)の旧年金の名称を「老齢年金」や「通算老齢年金」といい、日本年金機構から支給される。
- (2) 国民年金(老齢)の新年金の名称を「老齢基礎年金」といい、日本年金機構から支給される。
- (3) 共済年金(老齢)の新年金の名称を「退職共済年金」という。65歳になると「老齢基礎年金」と「退職共済年金」が支給されるが、いずれも共済組合から支給される。

[問4] 国民年金だけに加入した人で、国民年金を受給できない人を1人選びなさい。

- (1) 国民年金に任意加入したときに保険料を滞納した期間が5年と、その後に保険料を納付した期間が20年ある人。
- (2) 国民年金の強制加入期間に保険料を滞納した期間が5年と、その後に保険料を納付した期間が20年ある人。
- (3) 国民年金の保険料免除期間が5年と保険料を納付した期間が20年ある人。

[問5] 昭和31年4月2日生まれ(59歳)のA子さんとB夫さんとC子さんの年金の支給開始年齢について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) A子さんが加入した厚生年金の支給は「62歳」。
- (2) B夫さんが加入した厚生年金の支給は「62歳」。
- (3) C子さんが加入した共済年金の支給は「62歳」。

[問6] 国民年金の請求手続き先について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) カラ期間と第1号被保険者の期間がある貞子さんの請求手続き先は「市区町村役場の国民年金課」である。
- (2) 第1号被保険者と第3号被保険者の期間がある昭子さんの請求手続き先は「市区町村役場の国民年金課」である。
- (3) 第1号被保険者の期間だけの和夫さんの請求手続き先は「市区町村役場の国民年金課」である。

[問7] 農協に在職(厚生年金加入)している田中さんは64歳で、65歳になるまで在職する。妻は57歳で専業主婦である。夫婦の国民年金の被保険者の種別について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 田中さんは65歳になるまでは第2号被保険者である。
- (2) 田中さんが65歳で農協を退職し、民間会社に再就職(厚生年金に加入)すると妻は60歳になるまでは第3号被保険者である。
- (3) 田中さんが65歳で農協を退職すると、妻は60歳になるまでは第1号被保険者である。

[問 8] 国民年金の被保険者の種別やカラ期間などについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 夫は会社員で、妻(56歳)は美容院を経営している。年収が130万円以上あるので、妻は国民年金の第1号被保険者になっている。
- (2) 会社員の夫と昭和58年に結婚した。夫の健康保険の被扶養者になっていたため、妻は結婚当初から国民年金の第3号被保険者になっている。
- (3) 夫は会社員で、妻(56歳)はパートタイムで勤めていた。今年の1月から正職員として再雇用されたので、妻は国民年金の第3号被保険者から第2号被保険者に種別変更になっている。

[問 9] 平成28年度(平成28年4月～平成29年3月まで)の国民年金の定額保険料について、正しい保険料額を1つ選びなさい。

- (1) 「16,260円」です。
- (2) 「16,660円」です。
- (3) 「16,900円」です。

[問 10] 国民年金の付加保険料(月額400円)を納付できる人を1人選びなさい。

- (1) 第1号被保険者と任意加入者。
- (2) 第2号被保険者。
- (3) 第3号被保険者。

[問 11] 国民年金の保険料免除制度には「法定免除」と「申請免除」がある。このうち、法定免除について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 生活保護法の生活扶助を受けている期間は法定免除期間になる。
- (2) 障害厚生年金の障害等級3級に該当する期間は法定免除期間になる。
- (3) 法定免除に該当した期間は、届出をすると10年前までの期間は全額免除期間になる。

[問 12] 国民年金の保険料免除制度には「法定免除」と「申請免除」がある。このうち、申請免除について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 半額免除期間に半額の保険料を納付しなかった期間はカラ期間とされる。
- (2) 本人の所得が一定以下であれば、申請することにより保険料の免除が認められる。
- (3) 申請免除は保険料の納付期限から2年までさかのぼって申請ができる(実務的には申請から2年1か月前までの期間)。ただし、免除を受ける月の前年の所得が一定以下であることが必要である。

[問 13] 国民年金保険料の免除期間がある人に支給される老齢基礎年金額について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 平成 21 年 3 月以前の 3 か月の全額免除の老齢基礎年金額は、保険料を 1 か月全額納付した人の老齢基礎年金と同額である。
- (2) 平成 21 年 4 月以降の 2 か月の全額免除の老齢基礎年金額は、保険料を 1 か月全額納付した人の老齢基礎年金と同額である。
- (3) 「半額免除期間(半額の保険料を納付)」と「全額免除期間」とでは「全額免除期間」の方が老齢基礎年金は多く支給される。

[問 14] 国民年金の「学生(20歳以上)の保険料納付特例制度」について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 本人の所得が一定以下の場合、申請することにより保険料の猶予(納付特例)が認められる。
- (2) 納付特例期間中に障害になっても、保険料を納付していないので障害基礎年金が支給されることはない。
- (3) 納付特例期間は「カラ期間」と同様の取り扱いになり、老齢基礎年金の額には反映されないが、受給資格の期間には算入される。

[問 15] 国民年金の「30歳未満の人に対する保険料納付猶予制度」について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 本人と配偶者の所得が一定以下の場合、申請することにより保険料の猶予が認められる。
- (2) 納付猶予期間中に障害になったとき、一定の要件に該当する場合には障害基礎年金が支給される。
- (3) 保険料の全額免除期間と同様に、老齢基礎年金の額に反映される。

[問 16] 「保険料免除期間」、「学生の保険料納付特例期間」、および「30歳未満の人の保険料納付猶予期間」は保険料の追納ができる。この追納制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 老齢基礎年金を受給している人、老齢基礎年金を繰上げて受給している人も保険料の追納ができる。
- (2) 10年前までの期間について、保険料の全部または一部を追納することができる。
- (3) 追納保険料額は3年度を経過すると、当時の保険料額に一定率を乗じたものになる。

[問 17] 国民年金の保険料を 40 年間納付したとき、65 歳から支給される老齢基礎年金はいくらになるか、正しいものを 1 つ選びなさい(平成 27 年度額で答えなさい)。

- (1) 「769,300 円」です。
- (2) 「780,100 円」です。
- (3) 「804,200 円」です。

[問 18] 妻が 65 歳になると老齢基礎年金に振替加算が加算される場合がある。この振替加算について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 妻に支給されている振替加算は、夫が死亡すると支給されなくなる。
- (2) 夫の老齢厚生年金に加給年金が加算されていない場合は、年下の妻が 65 歳になっても老齢基礎年金に振替加算が加算されることはない。
- (3) 昭和 41 年 4 月 2 日以後に生まれた妻には振替加算は支給されない。

[問 19] 老齢基礎年金の「繰上げ支給」について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 60 歳時に繰上げて受給したときの額は、65 歳時の支給額より 30% (= 60 か月 \times Δ 0.5%) の減額になる。
- (2) 繰上げて受給しても、65 歳に達したときに、老齢基礎年金の支給額は引き上げられ 100% の支給額になる。
- (3) 繰上げて受給すると、事後重症による障害基礎年金の請求ができなくなる。

[問 20] 老齢基礎年金の「繰下げ支給」について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 繰下げをしたときは、振替加算と付加年金は老齢基礎年金と同率で増額になる。
- (2) 70 歳時に繰下げで受給したときの額は、65 歳時の支給額より 42% (= 60 か月 \times 0.7%) の増額になる。
- (3) 繰下げ請求を 71 歳のときに申し出た場合は、70 歳に遡及して支給される。ただし、増額率は 42% である。

[問 21] 厚生年金の被保険者(加入者)について、正しいものを 1 つ選びなさい。

- (1) 70 歳以上の方は厚生年金に加入することはできない。ただし、年金の受給資格のない在職者に限り 70 歳以降も厚生年金に任意加入ができる。
- (2) 外国人は厚生年金に加入することはできない。
- (3) 短時間労働であっても、1 日の労働時間が一般社員のおおむね 2 分の 1 以上の場合、厚生年金に加入することになる。

[問 22] 厚生年金の被保険者期間の計算について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 就職した日が2月末日のときは、2月は厚生年金の被保険者期間にならない。
- (2) 就職した日が2月1日のときは、2月は厚生年金の被保険者期間になる。
- (3) 3月末日で退職した場合は、3月は厚生年金の被保険者期間であるから厚生年金の保険料を納付する義務がある。

[問 23] 厚生年金の標準報酬月額決め方や厚生年金の保険料について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 4月、5月、6月の報酬月額(税引き前の給料)の平均値から標準報酬月額が決定され、9月から翌年の8月まで適用される。これを「定時決定」といい、毎年見直される。
- (2) いったん決定された標準報酬月額であっても、固定的な賃金に変動があり、継続した3か月の標準報酬月額相当額が2等級以上変動した場合は、変動月から4か月目に標準報酬月額を変更することができる。これを「随時改定」という。
- (3) 厚生年金の標準報酬月額は、第1等級58,000円から第47等級1,210,000円までに区分されている。

[問 24] 厚生年金の加入期間が1年以上ある人の支給開始年齢について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 昭和31年4月2日生まれの男性の定額部分の年金は62歳、報酬比例部分は65歳から支給される。
- (2) 昭和36年4月2日以降に生まれた男性は65歳支給になる。
- (3) 昭和41年4月2日以降に生まれた女性は65歳支給になる。

[問 25] 厚生年金の支給開始年齢の特例について、誤っているものを1つ選びなさい。(設問の人は昭和31年4月2日生まれの人)

- (1) 厚生年金の加入期間が44年(528月)以上ある男性は、特例的に60歳から報酬比例部分と定額部分と配偶者加給が支給される。ただし、退職していることが支給要件である。
- (2) 障害等級の3級以上の状態にある女性の老齢厚生年金は、60歳から報酬比例部分と定額部分が支給される。ただし、退職していることが支給要件である。
- (3) 坑内員や船員の期間が15年以上あった人の特別支給の老齢厚生年金は、一般の厚生年金加入者に比べて早く支給される。

[問 26] 特別支給の老齢厚生年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 定額部分の年金は厚生年金に加入した期間の長さで支給額が決まる期間比例年金である。
- (2) 報酬比例部分の年金は厚生年金に加入した期間の報酬(給料や賞与)によって年金額が決まる年金である。
- (3) 総報酬制が平成15年4月から導入された。総報酬制によって影響がある年金は、報酬比例部分の年金と定額部分の年金で、加給年金は変わらない。

[問 27] 特別支給の老齢厚生年金の定額部分の年金について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 定額部分の年金の算出式は「定額単価×支給率×加入月数」である。定額部分には、従前額保障と本来水準があり、算出式の内容が異なる。
- (2) 定額部分の年金の加入月数には上限が設けられている。44年以上加入しても、44年加入したものとして年金額を算出する。
- (3) 定額部分から算出される経過的加算は、定額部分の年金額から老齢基礎年金額(厚生年金に加入した期間のうち、20歳以上60歳未満の月数が対象)を差し引いたものである。

[問 28] 特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分の年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 従前額保障(平成6年再評価率により算出した額)の年金額と本来水準額(平成27年再評価率により算出した額)の年金額を比べて、多い方の額が自動的に支給される。
- (2) 報酬比例部分の算出式のスライド率は、従前額保障と本来水準はともに「0.998」である。
- (3) 報酬比例部分の年金額を算出するときは、平成15年3月以前の期間と平成15年4月以後の期間がある場合には、それぞれ分けて計算した後に合算する。

[問 29] 老齢厚生年金に加算される加給年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 厚生年金や共済年金の加入期間が20年以上あり、支給対象者(子や配偶者)がいる場合に支給される。
- (2) 厚生年金と国民年金の加入期間を合算して20年以上あり、支給対象者がいる場合にも支給される。
- (3) 子に対する加給年金の額は第2子までは1子につき224,500円、第3子以降は1子につき74,800円である。

[問 30] 老齢厚生年金に加算される配偶者加給について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 加給年金と特別加算の合計額を「配偶者加給年金」といい、一定の要件に該当する配偶者がいる場合に支給される。
- (2) 受給者本人に「配偶者加給年金」が支給されている場合に、配偶者が障害年金を受給したときは、配偶者加給の2分の1が支給停止される。
- (3) 受給者本人に「配偶者加給年金」が支給されている場合、配偶者が20年以上の厚生年金や共済年金を受給したときは、配偶者加給の支給が停止される。

[問 31] 厚生年金基金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 厚生年金基金は国(日本年金機構)から支給される報酬比例部分の一部を国に代わって支給する。この基金年金を「代行部分」という。基金年金はこの代行部分に上積み年金が加算される。
- (2) 物価や賃金に変動があったときは、厚生年金基金の額は同じ変動率で改定される。
- (3) 平成26年4月前に解散した基金の年金は「企業年金連合会」から支給され、平成26年4月以降に解散した基金の年金は日本年金機構から支給される。

[問 32] 65歳から満額の老齢基礎年金(780,100円 平成27年度額)が支給される人を、1人選びなさい。

- (1) 厚生年金に18歳から58歳になるまで40年間加入し、退職後は国民年金の保険料を納付していない人。
- (2) 厚生年金に20歳から60歳になるまで40年間加入し、60歳のときに退職した人。
- (3) 共済年金に23歳から63歳になるまで40年間加入し、63歳のときに退職した人。

[問 33] 平成27年度の年金額を改定する場合にマクロ経済スライド調整率が発動された。このマクロ経済スライド調整率について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) マクロ経済スライド調整率とは、公的年金の加入者の減少(被用者年金制度の加入者の減少)と平均余命の伸び(年金受給者の増加)を考慮した一定率である。
- (2) 年金の改定率は物価や賃金の上昇率から、マクロ経済スライド調整率を差し引くので、年金額が抑制されることになる。
- (3) マクロ経済スライド調整率による改定は「本来水準」と「従前額保障」の年金額に適用する。

[問 34] 和夫さんの報酬比例部分は 62 歳から支給される。60 歳から報酬比例部分を繰上げたときの年金について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 報酬比例部分は 12%減額(=△0.5%×24 月)になる。
- (2) 老齢基礎年金は 65 歳時の額に比べて 30%減額(=△0.5%×60 月)になる。
- (3) 経過的加算は「65 歳」から支給され、減額にならない。

[問 35] 在職老齢年金の用語について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 総報酬月額相当額のうち、標準賞与とは平成 15 年 4 月以降に支給された賞与をその加入月数で除して得た月額のことである。
- (2) 基準額とは、年金の在職停止額を算出するときに用いる基準で、65 歳前は「28 万円」、65 歳以降は「47 万円」である。
- (3) 基本年金月額とは、定額部分と報酬比例部分の合算額である。定額部分が支給されない場合は報酬比例部分が基本年金になる。また、基本年金にならない年金は、老齢基礎年金、振替加算、経過的加算、加給年金(配偶者加給)である。

[問 36] 設問の 3 人は支給開始年齢に達している 65 歳前の在職者である。それぞれの在職老齢年金の額について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 秀子さんの総報酬月額相当額が「20 万円」で、基本年金月額は「8 万円」である。秀子さんに 8 万円の年金が支給される。
- (2) 幸子さんの総報酬月額相当額が「28 万円」で、基本年金月額は「2 万円」である。幸子さんに 2 万円の年金が支給される。
- (3) 太郎さんの総報酬月額相当額が「38 万円」で、基本年金月額は「10 万円」である。太郎さんの年金は全額支給停止になる。

[問 37] 年金と雇用保険の併給調整について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 在職して「高年齢雇用継続基本給付金」を受給すると、在職老齢年金の一部が停止になる。
- (2) 退職して「基本手当」を受給すると、その間は「特別支給の老齢厚生年金」の全額が支給停止になる。
- (3) 退職して「基本手当」を受給した場合、受給している「障害厚生年金」や「遺族厚生年金」の 2 分の 1 の額が支給停止になる。

[問 38] 共済年金のしくみについて、誤っているものを1つ選びなさい。なお、平成 27 年 10 月からの被用者年金の一元化の施行に伴い、共済年金の名称は厚生年金に準じて改称されるが、旧呼び名で設問を作成している。

- (1) 65 歳前に支給される共済年金の老後の年金を「特別支給の退職共済年金」という。共済年金の加入期間が1年以上ある場合には、退職共済年金に「職域加算」が加算される。
- (2) 共済年金に加入して在職しているときは「職域加算」は全額支給停止になる。
- (3) 職域加算は、障害共済年金や遺族共済年金には加算されない年金である。

[問 39] 障害年金のしくみについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 障害基礎年金は原則として、国民年金に加入中に初診日がある人に支給される。障害の程度により1級、2級、3級の障害等級がある。
- (2) 障害厚生年金は、厚生年金に加入中に初診日がある人に支給される。障害の程度により1級、2級、3級の障害等級があり、それよりも障害の程度が軽い場合には、障害手当金(一時金)が支給される。
- (3) 厚生年金の加入中に初診日があり、障害等級の3級に該当した場合には、障害基礎年金もあわせて支給される。

[問 40] 障害認定日に障害等級に該当したときは、請求することにより障害年金が支給される。この障害認定日について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 障害認定日とは、障害の認定を行うべき日のことをいい、初診日から起算して1年6か月が経過した日である。また、1年6か月以内に傷病が治った場合は治った日である。
- (2) 初診日から1年6か月以内に、人工透析を行った場合は人工透析をした日から3か月を経過した日が障害認定日である。
- (3) 初診日から1年6か月以内に、心臓ペースメーカーや人工弁を装着した場合は、これらを装着した日から3か月を経過した日が障害認定日である。

[問 41] 障害年金の支給にあたっては保険料納付要件が問われるが、この保険料納付要件について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 20 歳前に初診日がある場合には、保険料納付要件は問われない。
- (2) 国民年金の保険料納付済期間と免除期間が、初診日の前々月までに国民年金の保険料を納付しなければならない期間の3分の2以上あることが必要である。
- (3) 初診日が65歳未満であれば、初診日の前々月までの2年間に保険料の滞納期間がない場合は保険料納付要件を満たす特例がある。

[問 42] 障害認定日には傷病の程度がかかる障害年金(等級)に該当しなかった人が、その後に症状が悪化し、障害等級に該当する場合に、請求することにより障害年金が支給される。この事後重症による障害年金について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 70歳に達する日の前日までに請求すると、請求した月の翌月から事後重症による障害年金が支給される。
- (2) 事後重症による障害年金を請求すると、明らかに症状が悪化したと認められる日までさかのぼり支給される。
- (3) 老齢基礎年金を繰上げて受給している人は、事後重症による障害年金の請求はできない。

[問 43] 障害年金の年金額(平成 27 年度)について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 障害基礎年金の2級の額は満額の老齢基礎年金と同額の780,100円、1級は2級の1.25倍の額である。一定の要件に該当する子がいる場合には、子の加算額が加算される。
- (2) 障害厚生年金の額は障害認定日のある月以前の報酬から算出される。1級と2級の障害厚生年金の受給者に一定の要件に該当する配偶者がいる場合には、配偶者に対する加給年金390,100円が加算される。
- (3) 障害厚生年金の3級には最低保障額の585,100円が設けられている。

[問 44] 65歳から障害基礎年金と併給(同時に支給されること)される年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 老齢基礎年金。
- (2) 老齢厚生年金。
- (3) 遺族厚生年金。

[問 45] 国民年金から支給される遺族給付には遺族基礎年金と寡婦年金、死亡一時金がある。この遺族給付について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 遺族とは「子のある妻(母子家庭)」か「子」である。子には上限年齢が定められている。平成 26 年 4 月から「子のある夫(父子家庭)」も遺族になった。
- (2) 死亡一時金は亡夫が国民年金の第 1 号被保険者として保険料を 3 年以上納付していた場合に、その遺族に支給される。なお、遺族に遺族基礎年金が支給される場合には死亡一時金は支給されない。
- (3) 遺族基礎年金が支給されていた場合は、妻が 60 歳になっても寡婦年金が支給されることはない。

[問 46] 在職中(厚生年金加入中)に夫が死亡した。遺族は 40 歳の良子さん(昭和 50 年 5 月生まれ)と 15 歳の子である。受給している遺族給付について、正しいものを 1 つ選びなさい。

- (1) 遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給されている。遺族基礎年金は子が 18 歳になる年度末まで、身障の子であれば 20 歳になるまで支給される。
- (2) 遺族厚生年金には中高齢寡婦加算(585,100 円)が加算されている。
- (3) 良子さんが 65 歳になると中高齢寡婦加算は支給されなくなる。その代わりに、経過の寡婦加算が遺族厚生年金に加算される。

[問 47] 65 歳になる春子さんは老齢厚生年金 40 万円と、遺族厚生年金 120 万円の受給権がある人である。65 歳から支給される「老齢厚生年金」と「遺族厚生年金」について、正しいものを 1 つ選びなさい。なお、老齢基礎年金は別途、全額支給される。

- (1) 老齢厚生年金 40 万円と遺族厚生年金 120 万円が支給される。
- (2) 老齢厚生年金 40 万円と遺族厚生年金 80 万円(= 120 万円 - 老齢厚生年金 40 万円)が支給される。
- (3) 老齢厚生年金 20 万円(40 万円の 2 分の 1)と遺族厚生年金 80 万円(120 万円の 3 分の 2)が支給される。

[問 48] 平成 27 年 10 月 1 日から実施された被用者年金一元化について、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- (1) 被用者年金一元化は、原則として、共済年金のしくみを厚生年金のしくみに合わせるにより行われた。ただし、共済年金が厚生年金に統一されても、従来どおり事務処理は各共済組合が行う。
- (2) 一元化の施行日以後に共済年金の受給権が発生する女性の支給開始年金は、厚生年金のしくみに合わせることになるので、今年度に 60 歳になる女性の特別支給の退職共済年金は 60 歳から支給されることになった。
- (3) 一元化の施行日以後の共済年金の加入期間からは「職域加算」は廃止されたが、これに代えて、新しい「退職年金(「年金払い退職給付」ともいう)」が創設された。

[問 49] 被用者年金一元化について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 亡夫の遺族共済年金を受給していた妻(遺族の第一順位者)が再婚すると、同居していた母親(遺族の第二順位者)に遺族共済年金の受給権が移った。このしくみを遺族給付の転給という。一元化の施行後は転給のしくみは廃止された。
- (2) 一元化に伴い、退職共済年金の在職停止額を算出する基準額(65歳前)を「47万円」から「28万円」に引き下げたので、在職停止の額が多くなる。そのため一定の要件に該当する人には、激変緩和措置が設けられている。
- (3) 一元化に伴い「退職年金(「年金払い退職給付」ともいう)」が創設されたが、この退職年金は全て有期年金になる。

[問 50] 「特別支給の老齢厚生年金」は65歳になると失権(受給できる権利が失われること)し、本来の年金である「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」に変わる。そのために、65歳誕生日当初に日本年金機構から年金請求書(ハガキ形式)が届く。この65歳時の年金請求について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 老齢厚生年金と老齢基礎年金の両年金を「繰下げて受給」を希望する人は繰下げ希望欄の両年金の名称に○印を付けて、日本年金機構に返送する。
- (2) 老齢厚生年金または老齢基礎年金のどちらかの年金を「繰下げて受給」を希望する人は繰下げ希望欄に繰下げる年金の名称に○印を付けて、日本年金機構に返送する。
- (3) 65歳から老齢厚生年金と老齢基礎年金の両年金を受給する人は、この請求書の繰下げ希望欄になにもチェックをしないで日本年金機構に返送する。

「試験問題解説編」



平成28年2月6日実施

《第38回》

目 次

国民年金・厚生年金・共済年金

問1	厚生年金の歴史	18
問2	国民年金の歴史	18
問3	新年金・旧年金	19
問4	国民年金の受給資格	19
問5	年金の支給開始年齢	19
問6	国民年金の請求手続き先	20
問7	国民年金の被保険者種別	20
問8	国民年金の被保険者の種別とカラ期間	20
問9	国民年金の定額保険料	21
問10	国民年金の付加保険料	21
問11	国民年金保険料の法定免除制度	21
問12	国民年金保険料の申請免除制度	22
問13	国民年金保険料の免除期間がある人の老齢基礎年金額	22
問14	学生の保険料納付特例制度	23
問15	30歳未満の人の保険料納付猶予制度	23
問16	国民年金保険料の追納制度	23
問17	老齢基礎年金の支給額	24
問18	振替加算	24
問19	老齢基礎年金の繰上げ支給	24
問20	老齢基礎年金の繰下げ支給	25
問21	厚生年金の被保険者（加入者）	25
問22	厚生年金の被保険期間の計算	25
問23	厚生年金の標準報酬月額決め方と保険料	26
問24	厚生年金の支給開始年齢	26
問25	厚生年金の支給開始年齢の特例	26
問26	特別支給の老齢厚生年金	27
問27	特別支給の老齢厚生年金の定額部分	27
問28	特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分	27
問29	老齢厚生年金に加算される加給年金	28
問30	老齢厚生年金に加算される配偶者加給	28
問31	厚生年金基金	28
問32	65歳から満額の老齢基礎年金が支給される人	29
問33	マクロ経済スライド調整率	29

繰上げ支給・在職老齢年金等

問34	報酬比例部分の繰上げ	29
問35	在職老齢年金の用語	30
問36	在職老齢年金の支給額	30
問37	年金と雇用保険の併給調整	30
問38	共済年金のしくみ	31

障害年金・遺族年金

問39	障害年金のしくみ	31
問40	障害認定日	31
問41	障害年金の保険料納付要件	32
問42	事後重症による障害年金	32
問43	障害年金の支給額	32
問44	65歳から障害基礎年金と併給される年金	33
問45	遺族給付（1）	33
問46	遺族給付（2）	34
問47	老齢厚生年金と遺族厚生年金	34

被用者年金一元化・受給手続き

問48	被用者年金一元化（1）	34
問49	被用者年金一元化（2）	35
問50	65歳時の年金請求	35

正解と解説

年金基礎

各問の(1)~(3)の中から正しいものを1つ選んでください。

● 国民年金・厚生年金・共済年金

厚生年金の歴史

問 1 厚生年金の歴史について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 労働者年金保険（厚生年金の前身）は昭和17年6月から施行された。適用になった人は、民間会社の工場（現場）で働く男子や坑内員である。適用除外になっていた女子や事務職の男子は2年後の昭和19年10月に加入することになった。
- (2) 「JR, JT, NTT」の各共済年金は平成9年4月に厚生年金に統合された。
- (3) 農協や漁協の人が加入していた「農林漁業団体職員共済年金（農林年金）」は平成15年4月に厚生年金に統合された。

正解率 58%

正解 (3)



▶解説

「農林漁業団体職員共済年金（略称：農林年金）」は平成14年4月1日に厚生年金に統合された。

国民年金の歴史

問 2 国民年金の歴史について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 公的年金から除外されていた専業農家・自営業者などを対象とした国民年金は、昭和36年4月にスタートした。
- (2) 昭和61年4月の改正で共済年金や厚生年金に加入している人は、国民年金にも加入することになった。同時にサラリーマンの妻（専業主婦）は任意適用者から国民年金の強制加入者（第3号被保険者）となった。
- (3) 昭和61年4月から20歳以上の学生も国民年金の任意適用者から強制加入者（第1号被保険者）になった。

正解率 68%

正解 (3)



▶解説

20歳以上の学生（昼間の大学生，専修学校の生徒など）は平成3年4月から国民年金の強制加入者（第1号被保険者）になった。その後，平成12年4月から学生の国民年金保険料の納付特例制度が創設された。

新年金・旧年金)

問 3) 昭和61年4月1日に年金のしくみが大改正された。この日以後に年金の受給権が発生する人には改正された年金法(新年金)を適用し、昭和61年4月1日前に年金の受給権がある人は従来どおりの年金法(旧年金)に基づいて年金給付を行っている。この新・旧年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 国民年金(老齢)の旧年金の名称を「老齢年金」や「通算老齢年金」といい、日本年金機構から支給される。
- (2) 国民年金(老齢)の新年金の名称を「老齢基礎年金」といい、日本年金機構から支給される。
- (3) 共済年金(老齢)の新年金の名称を「退職共済年金」という。65歳になると「老齢基礎年金」と「退職共済年金」が支給されるが、いずれも共済組合から支給される。

正解率 87%

正解 (3)

▶▶解説

退職共済年金は加入した共済組合から支給され、地方公務員共済の単一加入者が共済から支給される場合を除き、老齢基礎年金(国民年金)は日本年金機構から支給される。なお、平成27年10月からの被用者年金一元化の施行に伴い、退職共済年金は「老齢厚生年金」と改称されるが、支給元は従来と変わらず共済組合である。

国民年金の受給資格)

問 4) 国民年金だけに加入した人で、国民年金を受給できない人を1人選びなさい。

- (1) 国民年金に任意加入したときに保険料を

滞納した期間が5年と、その後に保険料を納付した期間が20年ある人。

- (2) 国民年金の強制加入期間に保険料を滞納した期間が5年と、その後に保険料を納付した期間が20年ある人。
- (3) 国民年金の保険料免除期間が5年と保険料を納付した期間が20年ある人。

正解率 83%

正解 (2)

▶▶解説

老齢基礎年金を受けるためには、原則として保険料を納付した期間と免除された期間を合算した期間が25年必要であるが、学生の納付特例期間、若年者に対する納付猶予期間、任意加入した期間、60歳前に任意加入した期間に保険料を滞納した期間(平成26年改正で「カラ期間」の取り扱いになった)を含めてもよいことになっている。ただし、国民年金の強制加入期間に保険料を滞納した場合は受給資格期間には入れることはできない。

年金の支給開始年齢)

問 5) 昭和31年4月2日生まれ(59歳)のA子さんとB夫さんとC子さんの年金の支給開始年齢について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) A子さんが加入した厚生年金の支給は「62歳」。
- (2) B夫さんが加入した厚生年金の支給は「62歳」。
- (3) C子さんが加入した共済年金の支給は「62歳」。

正解率 78%

正解 (1)

▶▶解説

厚生年金は性別と生年月日に応じて年金の支給開始年齢が異なる。一方、共済年金は男女の区別はなく生年月日によって支給開始年齢が決まる。

昭和31年4月2日生まれの年金の支給開始年齢は厚生年金加入の男子と共済年金加入の男女の年金は62歳から、厚生年金に加入した女子は60歳である。

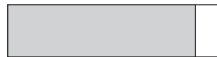
国民年金の請求手続き先

問 6 国民年金の請求手続き先について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) カラ期間と第1号被保険者の期間がある貞子さんの請求手続き先は「市区町村役場の国民年金課」である。
- (2) 第1号被保険者と第3号被保険者の期間がある昭子さんの請求手続き先は「市区町村役場の国民年金課」である。
- (3) 第1号被保険者の期間だけの和夫さんの請求手続き先は「市区町村役場の国民年金課」である。

正解率 89%

正解 (3)



▶解説

国民年金のカラ期間や第3号被保険者期間がある人の年金請求手続き先は年金事務所または街角の年金相談センターであり、第1号被保険者期間のみの人は住所地の市区役所または町村役場の国民年金課でも受け付けてくれる。

国民年金の被保険者種別

問 7 農協に在職（厚生年金加入）している田中さんは64歳で、65歳になるまで在職する。妻は57歳で専業主婦である。夫婦

の国民年金の被保険者の種別について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 田中さんは65歳になるまでは第2号被保険者である。
- (2) 田中さんが65歳で農協を退職し、民間会社に再就職（厚生年金に加入）すると妻は60歳になるまでは第3号被保険者である。
- (3) 田中さんが65歳で農協を退職すると、妻は60歳になるまでは第1号被保険者である。

正解率 60%

正解 (2)



▶解説

田中さんが65歳で退職したとき妻は58歳だから、妻は60歳になるまで第1号被保険者として国民年金の保険料を納付しなければならない。また、田中さんが引き続き65歳以降に厚生年金に加入したときは国民年金の第2号被保険者にならないので（国民年金の第2号被保険者は65歳になるまでの期間に限る）、妻は第1号被保険者である（第3号被保険者にはならない）。

国民年金の被保険者の種別とカラ期間

問 8 国民年金の被保険者の種別やカラ期間などについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 夫は会社員で、妻（56歳）は美容院を営んでいる。年収が130万円以上あるので、妻は国民年金の第1号被保険者になっている。
- (2) 会社員の夫と昭和58年に結婚した。夫の健康保険の被扶養者になっていたので、妻は結婚当初から国民年金の第3号被保険者になっている。
- (3) 夫は会社員で、妻（56歳）はパートタイムで勤めていた。今年の1月から正職員

として再雇用されたので、妻は国民年金の第3号被保険者から第2号被保険者に種別変更になっている。

正解率 78%

正解 (2)



▶解説

昭和61年4月の年金改正で厚生年金の加入者(第2号被保険者)の被扶養配偶者は、国民年金の任意適用者から第3号被保険者(強制加入者)となった。したがって、昭和61年3月までは健康保険の被扶養者であっても国民年金の強制加入者ではない。

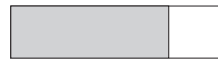
国民年金の定額保険料

問 9 平成28年度(平成28年4月～平成29年3月まで)の国民年金の定額保険料について、正しい保険料額を1つ選びなさい。

- (1) 「16,260円」です。
- (2) 「16,660円」です。
- (3) 「16,900円」です。

正解率 75%

正解 (1)



▶解説

第1号被保険者の保険料は定額である。保険料は平成16年改正で定められた年度ごとの保険料額に改定率を乗じて算出する。

平成28年度は16,260円(≒平16年度に定められた額16,660円×改定率0.976)になる。なお、平成29年度以後は16,900円に保険料改定率を乗じた額になる。

国民年金の付加保険料

問 10 国民年金の付加保険料(月額400円)を納付できる人を1人選びなさい。

- (1) 第1号被保険者と任意加入者。
- (2) 第2号被保険者。
- (3) 第3号被保険者。

正解率 89%

正解 (1)



▶解説

付加保険料の納付を申し出た人は定額保険料と共に納付することになる。また、国民年金基金に加入している人は付加保険料を納付することができない。その理由は国民年金基金の掛金には付加保険料相当額が含まれているからである。なお、付加保険料や付加年金は物価や賃金の変動による影響はない。農業者年金加入者は第1号被保険者として定額保険料と付加保険料を納付する義務がある。

国民年金保険料の法定免除制度

問 11 国民年金の保険料免除には「法定免除」と「申請免除」がある。このうち、法定免除について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 生活保護法の生活扶助を受けている期間は法定免除期間になる。
- (2) 障害厚生年金の障害等級3級に該当する期間は法定免除期間になる。
- (3) 法定免除に該当した期間は、届出をすると10年前までの期間は全額免除期間になる。

正解率 71%

正解 (1)



▶解説

- (2) 障害基礎年金に該当したときや障害厚生年金の障害等級2級以上に該当する期間は、国民年金の法定免除期間になるが、3級障害の期間は法定免除に該当しない。
- (3) 法定免除に該当したときは時効がないので届出をすることにより、10年前の期間であっても全額免除期間になる。遡及して法的免除期間に該当したときは本人の希望により該当した月以後に納付した保険料は還付することができる。また、保険料の還付を希望しないこともできる。症状が軽快して障害年金が支給停止（または失権）され、老齢基礎年金を受給することになる場合の配慮である（従来は、法定免除に該当したときは必ず保険料が還付された）。

国民年金保険料の申請免除制度

問 12 国民年金の保険料免除制度には「法定免除」と「申請免除」がある。このうち、申請免除について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 半額免除期間に半額の保険料を納付しなかった期間はカラ期間とされる。
- (2) 本人の所得が一定以下であれば、申請することにより保険料の免除が認められる。
- (3) 申請免除は保険料の納付期限から2年までさかのぼって申請ができる（実務的には申請から2年1か月前までの期間）。ただし、免除を受ける月の前年の所得が一定以下であることが必要である。

正解率 46%

正解 (3)

▶解説

- (1) 半額の保険料を納付しなかった期間は、保険料の滞納期間になる。
- (2) 本人の所得が一定以下であっても、世帯主又は配偶者のいずれかの所得が基準以上である場合は、免除は認められない。

国民年金保険料の免除期間がある人の老齢基礎年金額

問 13 国民年金保険料の免除期間がある人に支給される老齢基礎年金額について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 平成21年3月以前の3か月の全額免除の老齢基礎年金額は、保険料を1か月全額納付した人の老齢基礎年金と同額である。
- (2) 平成21年4月以降の2か月の全額免除の老齢基礎年金額は、保険料を1か月全額納付した人の老齢基礎年金と同額である。
- (3) 「半額免除期間（半額の保険料を納付）」と「全額免除期間」とでは「全額免除期間」の方が老齢基礎年金は多く支給される。

正解率 84%

正解 (3)

▶解説

- (1), (2) 老齢基礎年金額の一部は国庫負担（税金）で賄われている。平成21年3月までの国庫負担は「3分の1」、4月以降は「2分の1」である。したがって、平成21年3月までの全額免除期間が3か月あれば、1か月分（ $= 1/3 \times 3$ か月）の保険料を全額納付した老齢基礎年金と同額になり、平成21年4月以降の2か月の全額免除期間の老齢基礎年金額は、1か月分（ $= 1/2 \times 2$ か月）の保険料を全額納付した老齢基礎年金と同額である。
- (3) 平成21年4月以降の免除期間では、

「半額免除期間」は全額保険料を納付した人の「4分の3（75）」、「全額免除期間」は全額保険料を納付した人の「2分1（50）」の老齢基礎年金が支給される。したがって、「半額免除期間」がある人の方が老齢基礎年金は多く支給される。

学生の保険料納付特例制度

問 14 国民年金の「学生（20歳以上）の保険料納付特例制度」について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 本人の所得が一定以下の場合、申請することにより保険料の猶予（納付特例）が認められる。
- (2) 納付特例期間中に障害になっても、保険料を納付していないので障害基礎年金が支給されることはない。
- (3) 納付特例期間は「カラ期間」と同様の取り扱いになり、老齢基礎年金の額には反映されないが、受給資格の期間には算入される。

正解率 87%

正解 (2)

▶ 解説

納付特例期間中に障害になったときに、一定の要件（保険料納付要件や障害の程度が一定の基準に該当していることなど）に該当したときは、障害基礎年金が支給される。

30歳未満の人の保険料納付猶予制度

問 15 国民年金の「30歳未満の人に対する保険料納付猶予制度」について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 本人と配偶者の所得が一定以下の場合、申請することにより保険料の猶予が認められる。
- (2) 納付猶予期間中に障害になったとき、一定の要件に該当する場合には障害基礎年金が支給される。
- (3) 保険料の全額免除期間と同様に、老齢基礎年金の額に反映される。

正解率 80%

正解 (3)

▶ 解説

- (1) 保険料の納付猶予は本人および配偶者の所得が一定以下の場合、申請すると保険料の納付が猶予される。同居している世帯主の所得は考慮されない。
- (3) 保険料の納付猶予期間はカラ期間になるが老齢基礎年金に反映しない期間である。この若年者の保険料猶予制度は平成27年6月までの時限措置だったが、さらに10年間延長されることになった。

国民年金保険料の追納制度

問 16 「保険料免除期間」、「学生の保険料納付特例期間」、および「30歳未満の人の保険料納付猶予期間」は保険料の追納ができる。この追納制度について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 老齢基礎年金を受給している人、老齢基礎年金を繰上げて受給している人も保険料の追納ができる。
- (2) 10年前までの期間について、保険料の全部または一部を追納することができる。
- (3) 追納保険料額は3年度を経過すると、当時の保険料額に一定率を乗じたものになる。

正解率 88%

正解 (1)



▶解説

- (1) 老齢基礎年金を受給している人や繰上げて受給している人は保険料の追納はできない。
- (2) 一部を追納したときは、古い月の分から順に追納される。
- (3) 毎年度、追納額は見直される。

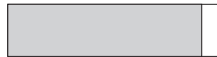
老齢基礎年金の支給額

問 17 国民年金の保険料を40年間納付したとき、65歳から支給される老齢基礎年金はいくらになるか、正しいものを1つ選びなさい（平成27年度額で答えなさい）。

- (1) 「769,300円」です。
- (2) 「780,100円」です。
- (3) 「804,200円」です。

正解率 92%

正解 (2)



▶解説

回答のとおり。なお、平成28年度額は平成27年度額と同額の780,100円になる。

振替加算

問 18 妻が65歳になると老齢基礎年金に振替加算が加算される場合がある。この振替加算について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 妻に支給されている振替加算は、夫が死亡すると支給されなくなる。
- (2) 夫の老齢厚生年金に加給年金が加算されていない場合は、年下の妻が65歳になって

も老齢基礎年金に振替加算が加算されることはない。

- (3) 昭和41年4月2日以後に生まれた妻には振替加算は支給されない。

正解率 55%

正解 (1)



▶解説

- (1) 妻に支給されている振替加算は、夫が死亡しても支給される。ただし、妻が65歳になる前に夫が死亡したときは振替加算は支給されない。
- (3) 専業主婦で任意加入しなかった期間がある場合は満額の老齢基礎年金が支給されない。その埋め合わせとして振替加算のしくみが導入されている。昭和41年4月2日生まれの人は昭和61年4月1日で20歳になる。この日から専業主婦は国民年金の任意適用者から強制加入者（第3号被保険者）にしくみが変わったので、60歳に達するまでは40年間の保険料納付済期間になり満額の老齢基礎年金が支給される。したがって、昭和41年4月2日以後に生まれた人には振替加算の役目が終了したので、振替加算は支給されない。

老齢基礎年金の繰上げ支給

問 19 老齢基礎年金の「繰上げ支給」について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 60歳時に繰上げて受給したときの額は、65歳時の支給額より30%（=60か月×Δ0.5%）の減額になる。
- (2) 繰上げて受給しても、65歳に達したときに、老齢基礎年金の支給額は引き上げられ100%の支給額になる。

- (3) 繰上げて受給すると、事後重症による障害基礎年金の請求ができなくなる。

正解率 95%

正解 (2)



▶解説

繰上げをすると一生減額された年金が支給される。65歳になっても100%支給になることはない。

老齢基礎年金の繰下げ支給

問 20 老齢基礎年金の「繰下げ支給」について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 繰下げをしたときは、振替加算と付加年金は老齢基礎年金と同率で増額になる。
(2) 70歳時に繰下げて受給したときの額は、65歳時の支給額より42% (=60か月×0.7%) の増額になる。
(3) 繰下げ請求を71歳のときに申し出た場合は、70歳に遡及して支給される。ただし、増額率は42%である。

正解率 60%

正解 (1)



▶解説

老齢基礎年金の繰下げ支給の請求をしたときは、振替加算と付加保険料は老齢基礎年金と同時に支給される。ただし、付加保険料は老齢基礎年金と同率で増額になるが振替加算は増額にならない。

厚生年金の被保険者(加入者)

問 21 厚生年金の被保険者(加入者)について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 70歳以上の人は厚生年金に加入することはできない。ただし、年金の受給資格の

ない在職者に限り70歳以降も厚生年金に任意加入ができる。

- (2) 外国人は厚生年金に加入することはできない。
(3) 短時間労働であっても、1日の労働時間が一般社員のおおむね2分の1以上の場合、厚生年金に加入することになる。

正解率 49%

正解 (1)



▶解説

- (2) 厚生年金の被保険者の要件は国籍を問わない。
(3) 労働時間と労働日数が一般社員のおおむね4分の3以上の場合、厚生年金に加入することになる。

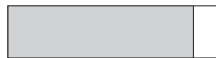
厚生年金の被保険期間の計算

問 22 厚生年金の被保険者期間の計算について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 就職した日が2月末日のときは、2月は厚生年金の被保険者期間にならない。
(2) 就職した日が2月1日のときは、2月は厚生年金の被保険者期間になる。
(3) 3月末日で退職した場合は、3月は厚生年金の被保険者期間であるから厚生年金の保険料を納付する義務がある。

正解率 88%

正解 (1)



▶解説

- (1), (2) 厚生年金に加入した日が月の初日であっても末日であっても、その月は1か月の被保険者期間とし保険料が徴収される。
(3) 退職日の翌日が被保険者資格の喪失日である。喪失月は厚生年金に加入し

ていない。例えば、3月末日で退職した人は4月1日に被保険者の資格を喪失をするので、3月までは厚生年金の保険料を納付する義務がある。なお、3月20日で退職した人は3月21日に厚生年金の被保険者の資格を喪失するので、前月の2月までの厚生年金の加入になる。

厚生年金の標準報酬月額の設定と保険料

問 23 厚生年金の標準報酬月額の設定や厚生年金の保険料について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 4月、5月、6月の報酬月額（税引き前の給料）の平均値から標準報酬月額が決定され、9月から翌年の8月まで適用される。これを「定時決定」といい、毎年見直される。
- (2) いったん決定された標準報酬月額であっても、固定的な賃金に変動があり、継続した3か月の標準報酬月額相当額が2等級以上変動した場合は、変動月から4か月目に標準報酬月額を変更することができる。これを「随時改定」という。
- (3) 厚生年金の標準報酬月額は、第1等級58,000円から第47等級1,210,000円までに区分されている。

正解率 55%

正解 (3)

---▶解説

厚生年金の標準報酬月額は、第1等級98,000円から第30等級620,000円までに区分されている。

厚生年金の支給開始年齢

問 24 厚生年金の加入期間が1年以上ある人の支給開始年齢について、誤っている

ものを1つ選びなさい。

- (1) 昭和31年4月2日生まれの男性の定額部分の年金は62歳、報酬比例部分は65歳から支給される。
- (2) 昭和36年4月2日以降に生まれた男性は65歳支給になる。
- (3) 昭和41年4月2日以降に生まれた女性は65歳支給になる。

正解率 65%

正解 (1)

---▶解説

昭和31年4月2日生まれの男性の報酬比例部分の年金は62歳支給である。この生年月日の男性には定額部分の年金は支給されないが、65歳になると定額部分の年金相当額が老齢基礎年金と経過的加算（差額加算）として支給される。

厚生年金の支給開始年齢の特例

問 25 厚生年金の支給開始年齢の特例について、誤っているものを1つ選びなさい。（設問の人は昭和31年4月2日生まれの人）

- (1) 厚生年金の加入期間が44年（528月）以上ある男性は、特例的に60歳から報酬比例部分と定額部分と配偶者加給が支給される。ただし、退職していることが支給要件である。
- (2) 障害等級の3級以上の状態にある女性の老齢厚生年金は、60歳から報酬比例部分と定額部分が支給される。ただし、退職していることが支給要件である。
- (3) 坑内員や船員の期間が15年以上あった人の特別支給の老齢厚生年金は、一般の厚生年金加入者に比べて早く支給される。

正解率 40%

正解 (1)

---▶解説

当設問の男性は62歳から支給される。

特別支給の老齢厚生年金

問 26 特別支給の老齢厚生年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 定額部分の年金は厚生年金に加入した期間の長さで支給額が決まる期間比例年金である。
- (2) 報酬比例部分の年金は厚生年金に加入した期間の報酬（給料や賞与）によって年金額が決まる年金である。
- (3) 総報酬制が平成15年4月から導入された。総報酬制によって影響がある年金は、報酬比例部分の年金と定額部分の年金で、加給年金は変わらない。

正解率 64%

正解 (3)

▶解説

総報酬制によって影響がある年金は、報酬比例部分の年金だけである。

特別支給の老齢厚生年金の定額部分

問 27 特別支給の老齢厚生年金の定額部分の年金について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 定額部分の年金の算出式は「定額単価×支給率×加入月数」である。定額部分には、従前額保証と本来水準があり、算出式の内容が異なる。
- (2) 定額部分の年金の加入月数には上限が設けられている。44年以上加入しても、44年加入したものととして年金額を算出する。
- (3) 定額部分から算出される経過的加算は、定額部分の年金額から老齢基礎年金額（厚生年金に加入した期間のうち、20歳以上60歳未満の月数が対象）を差し引いたものである。

正解率 42%

正解 (3)

▶解説

- (1) 定額単価には従前保障額と本来水準額の区別はない。定額単価は一律「1,626円」である。
- (2) 定額部分の年金の加入月数には上限が設けられている。40年以上加入しても、40年加入したものととして年金額を算出する（昭和21年4月2日以降生まれの人）。
- (3) 例えば、18歳から60歳まで農協に勤めた人の経過的加算（差額加算ともいう）は、定額部分の額（1,626円×480月＝780,480円）から老齢基礎年金の額（780,100円×480月/480月＝780,100円）を差し引いた380円になる。

特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分

問 28 特別支給の老齢厚生年金の報酬比例部分の年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 従前額保障（平成6年再評価率により算出した額）の年金額と本来水準額（平成27年再評価率により算出した額）の年金額を比べて、多い方の額が自動的に支給される。
- (2) 報酬比例部分の算出式のスライド率は、従前額保障と本来水準はともに「0.998」である。
- (3) 報酬比例部分の年金額を算出するときは、平成15年3月以前の期間と平成15年4月以後の期間がある場合には、それぞれ分けて計算した後合算する。

正解率 49%

正解 (2)

▶解説

従前保障額のスライド率は「0.998」である。本来水準額の算出にはスライド率を乗じない。本来水準の平均標準報酬月額(平月)や平均標準報酬額(平額)にスライド率を織り込んでいるからである。

老齢厚生年金に加算される加給年金)

問 29) 老齢厚生年金に加算される加給年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 厚生年金や共済年金の加入期間が20年以上あり、支給対象者(子や配偶者)がいる場合に支給される。
- (2) 厚生年金と国民年金の加入期間を合算して20年以上あり、支給対象者がいる場合にも支給される。
- (3) 子に対する加給年金の額は第2子までは1子につき224,500円、第3子以降は1子につき74,800円である。

正解率 76%

正解 (2)



▶解説

- (1) 被用者年金一元化の施行後(平成27年10月1日以降)は厚生年金と共済年金の加入期間を合算して20年以上あり、支給対象者がいる場合にも支給されることになった。
- (2) 厚生年金と国民年金の加入期間を合算して20年以上あっても加給年金は支給されない。

老齢厚生年金に加算される配偶者加給)

問 30) 老齢厚生年金に加算される配偶者加給について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 加給年金と特別加算の合計額を「配偶者加給年金」といい、一定の要件に該当する配偶者がいる場合に支給される。
- (2) 受給者本人に「配偶者加給年金」が支給されている場合に、配偶者が障害年金を受給したときは、配偶者加給の2分の1が支給停止される。
- (3) 受給者本人に「配偶者加給年金」が支給されている場合、配偶者が20年以上の厚生年金や共済年金を受給したときは、配偶者加給の支給が停止される。

正解率 68%

正解 (2)



▶解説

配偶者に対する加給年金は全額支給停止される。

厚生年金基金)

問 31) 厚生年金基金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 厚生年金基金は国(日本年金機構)から支給される報酬比例部分の一部を国に代わって支給する。この基金年金を「代行部分」という。基金年金はこの代行部分に上積み年金が加算される。
- (2) 物価や賃金に変動があったときは、厚生年金基金の額は同じ変動率で改定される。
- (3) 平成26年4月前に解散した基金の年金は「企業年金連合会」から支給され、平成26年4月以降に解散した基金の年金は日本年金機構から支給される。

正解率 67%

正解 (2)



▶解説

厚生年金基金の額は物価や賃金の変動は反映されない。物価や賃金の変動は日本年金機構の報酬比例部分が負担してい

るからである。

65歳から満額の老齢基礎年金が支給される人

問 32 65歳から満額の老齢基礎年金(780,100円 平成27年度額)が支給される人を、1人選びなさい。

- (1) 厚生年金に18歳から58歳になるまで40年間加入し、退職後は国民年金の保険料を納付していない人。
- (2) 厚生年金に20歳から60歳になるまで40年間加入し、60歳のときに退職した人。
- (3) 共済年金に23歳から63歳になるまで40年間加入し、63歳のときに退職した人。

正解率 93%

正解 (2)

▶解説

厚生年金や共済年金の加入期間のうち「20歳以上60歳未満」の期間から老齢基礎年金が算出される。

- (1) 20歳から58歳になるまでの38年分の老齢基礎年金741,100円(≒780,100円×38年/40年)が支給される。18歳から20歳までの期間は経過的加算(差額加算ともいう)として厚生年金から支給される。
- (3) 23歳から60歳になるまでの37年分の老齢基礎年金721,600円(≒780,100円×37年/40年)が支給される。60歳から63歳までの期間は経過的加算として共済年金から支給される。一元化後は共済年金の名称は厚生年金と改称されるが、共済組合が廃止されるわけではなく、支給元は旧共済年金(実施機関という)である。

マクロ経済スライド調整率

問 33 平成27年度の年金額を改定する場合にマクロ経済スライド調整率が発動された。このマクロ経済スライド調整率について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) マクロ経済スライド調整率とは、公的年金の加入者の減少(被用者年金制度の加入者の減少)と平均余命の伸び(年金受給者の増加)を考慮した一定率である。
- (2) 年金の改定率は物価や賃金の上昇率から、マクロ経済スライド調整率を差し引くので、年金額が抑制されることになる。
- (3) マクロ経済スライド調整率による改定は「本来水準」と「従前額保障」の年金額に適用する。

正解率 36%

正解 (3)

▶解説

マクロ経済スライド調整率による改定は「本来水準」の年金額に適用する。

繰上げ支給・在職老齢年金等

報酬比例部分の繰上げ

問 34 和夫さんの報酬比例部分は62歳から支給される。60歳から報酬比例部分を繰上げたときの年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 報酬比例部分は12%減額(=Δ0.5%×24月)になる。
- (2) 老齢基礎年金は65歳時の額に比べて30%減額(=Δ0.5%×60月)になる。
- (3) 経過的加算は「65歳」から支給され、減額にならない。

正解率 61%

正解 (3)

▶解説

差額加算（経過的加算ともいう）も60歳から支給され、計算上30%（ $= \Delta 0.5\% \times 60\text{月}$ ）の減額になる。ただし、差額加算の減額分は報酬比例部分から差し引かれ、差額加算そのものは減額されない。

在職老齢年金の用語

問 35 在職老齢年金の用語についてについて、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 総報酬月額相当額のうち、標準賞与とは平成15年4月以降に支給された賞与をその加入月数で除して得た月額のことである。
- (2) 基準額とは、年金の在職停止額を算出するとき用いる基準で、65歳前は「28万円」、65歳以降は「47万円」である。
- (3) 基本年金月額とは、定額部分と報酬比例部分の合算額である。定額部分が支給されない場合は報酬比例部分が基本年金になる。また、基本年金にならない年金は、老齢基礎年金、振替加算、経過的加算、加給年金（配偶者加給）である。

正解率 30%

正解 (1)

▶解説

総報酬月額相当額のうち、標準賞与とは当月以前1年間の標準賞与額（1回の支払いの上限額を150万円とし、1,000円未満を切り捨てた賞与額）の合計を12で除して得た額である。

在職老齢年金の支給額

問 36 設問の3人は支給開始年齢に達している65歳前の在職者である。それぞれの在職老齢年金の額について、誤っているもの

のを1つ選びなさい。

- (1) 秀子さんの総報酬月額相当額が「20万円」で、基本年金月額が「8万円」である。秀子さんに8万円の年金が支給される。
- (2) 幸子さんの総報酬月額相当額が「28万円」で、基本年金月額は「2万円」である。幸子さんに2万円の年金が支給される。
- (3) 太郎さんの総報酬月額相当額が「38万円」で、基本年金月額は「10万円」である。太郎さんの年金は全額支給停止になる。

正解率 68%

正解 (2)

▶解説

- (2) 幸子さんの総報酬月額相当額が「28万円」で、基本年金月額は「2万円」である。合算すると30万円になる。30万円から基準額の28万円を差し引くと2万円になる。28万円を超えた2万円の2分の1が支給停止される。したがって、幸子さんに支給される年金月額は1万円である。
- (3) (総報酬月額相当額38万円+基本年金月額10万円-28万円) $\times 1/2 = 10$ 万円で停止額は10万円だから年金は全額支給停止になる。

年金と雇用保険の併給調整

問 37 年金と雇用保険の併給調整について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 在職して「高年齢雇用継続基本給付金」を受給すると、在職老齢年金の一部が停止になる。
- (2) 退職して「基本手当」を受給すると、その間は「特別支給の老齢厚生年金」の全額が支給停止になる。
- (3) 退職して「基本手当」を受給した場合、受給している「障害厚生年金」や「遺族厚

生年金」の2分の1の額が支給停止になる。

正解率 58%

正解 (3)

▶解説

「基本手当」と「障害厚生年金」は併給される。また、「基本手当」と「遺族厚生年金」は併給される。

共済年金のしくみ

問 38 共済年金のしくみについて、誤っているものを1つ選びなさい。なお、平成27年10月からの被用者年金の一元化の施行に伴い、共済年金の名称は厚生年金に準じて改称されるが、旧呼び名で設問を作成している。

- (1) 65歳前に支給される共済年金の老後の年金を「特別支給の退職共済年金」という。共済年金の加入期間が1年以上ある場合には、退職共済年金に「職域加算」が加算される。
- (2) 共済年金に加入して在職しているときは「職域加算」は全額支給停止になる。
- (3) 職域加算は、障害共済年金や遺族共済年金には加算されない年金である。

正解率 44%

正解 (3)

▶解説

職域加算は障害共済年金や遺族共済年金にも加算される。ただし、一元化以後(平成27年10月1日以後)は公的年金としての職域加算制度はなくなる。

障害年金・遺族年金

障害年金のしくみ

問 39 障害年金のしくみについて、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 障害基礎年金は原則として、国民年金に加入中に初診日がある人に支給される。障害の程度により1級、2級、3級の障害等級がある。
- (2) 障害厚生年金は、厚生年金に加入中に初診日がある人に支給される。障害の程度により1級、2級、3級の障害等級があり、それよりも障害の程度が軽い場合には、障害手当金(一時金)が支給される。
- (3) 厚生年金の加入中に初診日があり、障害等級の3級に該当した場合には、障害基礎年金もあわせて支給される。

正解率 55%

正解 (2)

▶解説

- (1) 障害基礎年金は3級の障害等級に該当しても支給されない。
- (3) 厚生年金の加入中に初診日があり、障害等級の1級、2級に該当した場合には障害基礎年金も併せて支給される。

障害認定日

問 40 障害認定日に障害等級に該当したときは、請求することにより障害年金が支給される。この障害認定日について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 障害認定日とは、障害の認定を行うべき日のことをいい、初診日から起算して1年6か月が経過した日である。また、1年6か月以内に傷病が治った場合は治った日である。

- (2) 初診日から1年6か月以内に、人工透析を行った場合は人工透析をした日から3か月を経過した日が障害認定日である。
- (3) 初診日から1年6か月以内に、心臓ペースメーカーや人工弁を装着した場合は、これらを装着した日から3か月を経過した日が障害認定日である。

正解率 68%

正解 (3)



▶解説

初診日から1年6か月以内に心臓ペースメーカーや人工弁を装着した場合は、装着した日が障害認定日である。

障害年金の保険料納付要件

問 41 障害年金の支給にあたっては保険料納付要件が問われるが、この保険料納付要件について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 20歳前に初診日がある場合には、保険料納付要件は問われない。
- (2) 国民年金の保険料納付済期間と免除期間が、初診日の前々月までに国民年金の保険料を納付しなければならない期間の3分の2以上あることが必要である。
- (3) 初診日が65歳未満であれば、初診日の前々月までの2年間に保険料の滞納期間がない場合は保険料納付要件を満たす特例がある。

正解率 56%

正解 (3)



▶解説

初診日が65歳未満であれば初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納期間がない場合は保険料納付要件を満たすことになる。このしくみの施行は平成38年3月までとされているが、過去にしば

しば延長されている。

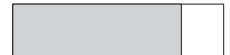
事後重症による障害年金

問 42 障害認定日には傷病の程度がかかる障害年金(等級)に該当しなかった人が、その後に症状が悪化し、障害等級に該当する場合に、請求することにより障害年金が支給される。この事後重症による障害年金について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 70歳に達する日の前日までに請求すると、請求した月の翌月から事後重症による障害年金が支給される。
- (2) 事後重症による障害年金を請求すると、明らかに症状が悪化したと認められる日までさかのぼり支給される。
- (3) 老齢基礎年金を繰上げて受給している人は、事後重症による障害年金の請求はできない。

正解率 80%

正解 (3)



▶解説

- (1) 事後重症による障害年金の請求は65歳に達する日の前日までに行わなければならない。
- (2) 事後重症による障害年金は請求した月の翌月から支給される。遡及して支給されることはない。障害年金に該当する見込みがあれば早く請求しなければならない。

障害年金の支給額

問 43 障害年金の年金額(平成27年度)について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 障害基礎年金の2級の額は満額の老齢基礎年金と同額の780,100円、1級は2級の

1.25倍の額である。一定の要件に該当する子がいる場合には、子の加算額が加算される。

- (2) 障害厚生年金の額は障害認定日のある月以前の報酬から算出される。1級と2級の障害厚生年金の受給者に一定の要件に該当する配偶者がいる場合には、配偶者に対する加給年金390,100円が加算される。
- (3) 障害厚生年金の3級には最低保障額の585,100円が設けられている。

正解率 60%

正解 (2)



▶解説

障害厚生年金に支給される配偶者に対する加給年金は224,500円である。配偶者が65歳になると加給年金は支給されなくなり、配偶者の老齢基礎年金に振替加算が加算される。

65歳から障害基礎年金と併給される年金

問 44 65歳から障害基礎年金と併給（同時に支給されること）される年金について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 老齢基礎年金。
(2) 老齢厚生年金。
(3) 遺族厚生年金。

正解率 68%

正解 (1)



▶解説

- (1) 老齢基礎年金や遺族基礎年金とは併給されない。いわゆる「1階部分の年金（基礎年金）」とは併給されることはない。
- (2) 65歳になるまでは障害基礎年金と老齢厚生年金は選択関係にあり、65歳から両年金は併給される。ただし、

老齢厚生年金の子の加算額は支給停止になる。

- (3) 65歳になるまでは障害基礎年金と遺族厚生年金は選択関係にあり、65歳から遺族厚生年金と併給される。ただし、経過的寡婦加算は支給停止になる。

遺族給付 (1)

問 45 国民年金から支給される遺族給付には遺族基礎年金と寡婦年金、死亡一時金がある。この遺族給付について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 遺族とは「子のある妻(母子家庭)」か「子」である。子には上限年齢が定められている。平成26年4月から「子のある夫(父子家庭)」も遺族になった。
- (2) 死亡一時金は亡夫が国民年金の第1号被保険者として保険料を3年以上納付していた場合に、その遺族に支給される。なお、遺族に遺族基礎年金が支給される場合には死亡一時金は支給されない。
- (3) 遺族基礎年金が支給されていた場合は、妻が60歳になっても寡婦年金が支給されることはない。

正解率 63%

正解 (3)



▶解説

- (1) 子には上限年齢が定められている。健常児は18歳の年度末までにある子、身障児は20歳になるまでの子である。
- (3) 過去に遺族基礎年金を受給していても、寡婦年金は支給される。なお、死亡一時金を受給すると寡婦年金は支給されない。亡夫が障害基礎年金を受給していたことがある場合や老齢基礎年金を繰上げて受給していた場合も寡婦

年金は支給されない。妻自身が老齢基礎年金を繰上げて受給していた場合にも寡婦年金は支給されない。

中高齢寡婦加算と同額以上の老齢基礎年金（780,100円×30年/40年＞585,100円）が支給されるからである。

遺族給付 (2)

問 46 在職中（厚生年金加入中）に夫が死亡した。遺族は40歳の良子さん（昭和50年5月生まれ）と15歳の子である。受給している遺族給付について、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給されている。遺族基礎年金は子が18歳になる年度末まで、身障の子であれば20歳になるまで支給される。
- (2) 遺族厚生年金には中高齢寡婦加算（585,100円）が加算されている。
- (3) 良子さんが65歳になると中高齢寡婦加算は支給されなくなる。その代わりに、経過の寡婦加算が遺族厚生年金に加算される。

正解率 66%

正解 (1)



---▶解説

- (2) 遺族基礎年金が支給されているので、中高齢寡婦加算（585,100円）は支給停止になっている。子が高校を卒業して遺族基礎年金が支給されなくなった以後から良子さんが65歳になるまで遺族厚生年金に中高齢寡婦加算が加算される。
- (3) 昭和31年4月2日以降生まれの妻には経過の寡婦加算は支給されない。理由は、サラリーマンの妻が国民年金の強制加入になった昭和61年4月1日に30歳未満だった妻（昭和31年4月2日以降生まれの妻）は60歳までの加入期間は30年以上になるため、

老齢厚生年金と遺族厚生年金

問 47 65歳になる春子さんは老齢厚生年金40万円と、遺族厚生年金120万円の受給権がある人である。65歳から支給される「老齢厚生年金」と「遺族厚生年金」について、正しいものを1つ選びなさい。なお、老齢基礎年金は別途、全額支給される。

- (1) 老齢厚生年金40万円と遺族厚生年金120万円が支給される。
- (2) 老齢厚生年金40万円と遺族厚生年金80万円（＝120万円－老齢厚生年金40万円）が支給される。
- (3) 老齢厚生年金20万円（40万円の2分の1）と遺族厚生年金80万円（120万円の3分の2）が支給される。

正解率 83%

正解 (2)



---▶解説

- (1) 老齢厚生年金と遺族厚生年金は併給調整される。両年金が全額支給されることはない。
- (2) 遺族厚生年金の計算には(3)の額も算出されるが(2)と(3)の額を比較し、支給額の多い(2)の額が自動的に支給される。

被用者年金一元化・受給手続き

被用者年金一元化 (1)

問 48 平成27年10月1日から実施された被用者年金一元化について、誤っているも

のを1つ選びなさい。

- (1) 被用者年金一元化は、原則として、共済年金のしくみを厚生年金のしくみに合わせるにより行われた。ただし、共済年金が厚生年金に統一されても、従来どおり事務処理は各共済組合が行う。
- (2) 一元化の施行日以後に共済年金の受給権が発生する女性の支給開始年金は、厚生年金のしくみに合わせることになるので、今年度60歳になる女性の特別支給の退職共済年金は60歳から支給されことになった。
- (3) 一元化の施行日以後の共済年金の加入期間からは「職域加算」は廃止されたが、これに代えて、新しい「退職年金（「年金払い退職給付」ともいう）」が創設された。

正解率 65%

正解 (2)

--	--

▶解説

年金の支給開始年齢は一元化の施行以後も従来どおりである。設問の女性の共済年金は62歳から支給される。

被用者年金一元化(2)

問 49 被用者年金一元化について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 亡夫の遺族共済年金を受給していた妻（遺族の第一順位者）が再婚すると、同居していた母親（遺族の第二順位者）に遺族共済年金の受給権が移った。このしくみを遺族給付の転給という。一元化の施行後は転給のしくみは廃止された。
- (2) 一元化に伴い、退職共済年金の在職停止額を算出する基準額（65歳前）を「47万円」から「28万円」に引き上げたので、在職停止の額が多くなる。そのため一定の要件に該当する人には、激変緩和措置が設けられている。
- (3) 一元化に伴い「退職年金（「年金払い退

職給付」ともいう）」が創設されたが、この退職年金は全て有期年金になる。

正解率 36%

正解 (3)

--	--

▶解説

退職年金の2分の1は終身年金、残りは有期年金である。

65歳時の年金請求

問 50 「特別支給の老齢厚生年金」は65歳になると失権（受給できる権利が失われること）し、本来の年金である「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」に変わる。そのために、65歳誕生日当初に日本年金機構から年金請求書（ハガキ形式）が届く。この65歳時の年金請求について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 老齢厚生年金と老齢基礎年金の両年金を「繰下げて受給」を希望する人は繰下げ希望欄の両年金の名称に○印を付けて、日本年金機構に返送する。
- (2) 老齢厚生年金または老齢基礎年金のどちらかの年金を「繰下げて受給」を希望する人は繰下げ希望欄に繰下げの年金の名称に○印を付けて、日本年金機構に返送する。
- (3) 65歳から老齢厚生年金と老齢基礎年金の両年金を受給する人は、この請求書の繰下希望欄になにもチェックをしないで日本年金機構に返送する。

正解率 51%

正解 (1)

--	--

▶解説

老齢厚生年金と老齢基礎年金の両年金を「繰下げて受給」を希望する人は、この請求書を日本年金機構に返送をしないこと。繰下げるときには別様式の「繰下

げ請求書（年金事務所に備え付けている）」を年金事務所または街角の年金相談センターに提出する。

正解番号一覧表

問題番号	正解番号	問題番号	正解番号	問題番号	正解番号	問題番号	正解番号	問題番号	正解番号
1	3	11	1	21	1	31	2	41	3
2	3	12	3	22	1	32	2	42	3
3	3	13	3	23	3	33	3	43	2
4	2	14	2	24	1	34	3	44	1
5	1	15	3	25	1	35	1	45	3
6	3	16	1	26	3	36	2	46	1
7	2	17	2	27	3	37	3	47	2
8	2	18	1	28	2	38	3	48	2
9	1	19	2	29	2	39	2	49	3
10	1	20	1	30	2	40	3	50	1

第 38 回信用事業業務検定試験

試験問題と解説

頒価 525 円
(税込)

平成 28 年 7 月 第 1 版発行

編集・発行 株式会社
農林中金アカデミー

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-12-1
新有楽町ビル6F
TEL 03(3217)3071

(通信検定部ダイヤルイン)

禁無断転載

落丁・乱丁本はお取り換えします

